

# 横須賀市報

第 1 8 2 9 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

- 条 例  
 ◇議会議員の議員報酬等に関する条例中一部改正…………… 14883  
 告 示  
 ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… //  
 ◇西コミュニティセンターの供用の休止について…………… //  
 ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //  
 公 告  
 ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… 14884  
 ◇固定資産税・都市計画税ほか1件の督促状の公示送達…………… //  
 ◇配当計算書の公示送達…………… //  
 ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //  
 ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //  
 ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //  
 上下水道局告示  
 ◇指定下水道工事店の指定について…………… //  
 ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… //  
 教育委員会告示  
 ◇横須賀市立児童図書館の供用の再開について…………… 14885  
 ◇教育委員会定例会の招集について…………… //  
 ◇教育委員会臨時会の招集について…………… //  
 農業委員会告示  
 ◇農業委員会総会の招集について…………… //

## 条 例

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第64号 (令和3年11月30日) 掲 示 済

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和21年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 令和3年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の170」とあるのは「100分の155」とする。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

横須賀市告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年12月10日

横須賀市長 上地 克 明

地縁団体の名称	主たる事務所	
	変更前	変更後
日の出町会	横須賀市日の出町1丁目12番地	横須賀市日の出町2丁目9番地1

横須賀市告示第222号

西コミュニティセンターは、改修工事のため、令和4年1月4日から同月23日までの間、供用を休止します。

令和3年12月10日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市告示第223号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年12月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年12月10日

横須賀市長 上地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,592	旧	大矢部3丁目718番の10地先から 大矢部3丁目719番の2地先まで	メートル 1.9～3.0	メートル 27.0
	新	大矢部3丁目718番の10地先から 大矢部3丁目719番の2地先まで	1.9～3.8	27.0
2,932	旧	長沢2丁目888番地先から 長沢2丁目867番の13地先まで	2.2～3.8	21.8
	新	長沢2丁目888番地先から 長沢2丁目867番の13地先まで	2.0～3.8	21.8
2,933	旧	長沢2丁目878番地先から 長沢2丁目867番の22地先まで	1.9～3.6	4.5
	新	長沢2丁目878番地先から 長沢2丁目867番の22地先まで	1.9～2.5	4.5

4,186	旧	秋谷1丁目706番の1地先から 秋谷1丁目708番の1地先まで	1.2～4.1	31.0
	新	秋谷1丁目706番の1地先から 秋谷1丁目708番の1地先まで	2.6～5.3	31.0

## 公 告

### 横須賀市公告第221号 (令和3年11月30日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月30日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

### 横須賀市公告第222号 (令和3年12月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
平成29年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	平成30年3月9日
		第4期分	平成30年3月23日
令和2年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和3年1月28日
		第4期分	令和3年3月23日
令和3年度	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和3年8月26日
		10月随時	令和3年11月2日
	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和3年6月29日

(別紙略)

### 横須賀市公告第223号 (令和3年12月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 411	有限会社キリタ	桐 田 玄 洋	三浦郡葉山町木古庭1348番地	令和3年11月10日

### 横須賀市上下水道局告示第56号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店株式会社カワタ設備は、次のとおり代表者を変更しました。

令和3年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第224号 (令和3年12月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第225号 (令和3年12月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第226号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横 濱 横 須 賀 76-93

## 上 下 水 道 局 告 示

### 横須賀市上下水道局告示第55号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和8年3月31日までに掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須64	株式会社カワタ設備	河 田 弘 樹	河 田 和 弘	三浦市初声町和田1706番地 1

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第24号 (令和3年11月11日  
掲 示 済)

横須賀市立児童図書館は、令和3年11月16日から供用を再開します。

令和3年11月11日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会告示第25号 (令和3年11月15日  
掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和3年11月15日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年11月18日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 生涯学習センターの指定管理者の指定議案の提出について
  - (2) 令和3年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
  - (3) 横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正議案の提出について

横須賀市教育委員会告示第26号 (令和3年11月19日  
掲 示 済)

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。  
令和3年11月19日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年11月22日午後1時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見照会について

## 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第12号 (令和3年12月1日  
掲 示 済)

令和3年第12回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年12月1日

横須賀市農業委員会  
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和3年12月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - (3) 農地等の現況に関する照会に対する回答について
  - (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (5) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

(6) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について